

元禄国絵図における国境筋の表現要領について

川村博忠

- I. はじめに
- II. 「絵図調様御本之小絵図」の概要
- III. 3枚の見本絵図の内容
 - (1) 御本之小絵図
 - (2) 但馬国小絵図
 - (3) 丹波国小絵図
- IV. 国境小書きの要領
- V. 国境筋の図的表現要領
- VI. 端絵図突き合せ要領
- VII. おわりに

I. はじめに

江戸幕府の元禄国絵図事業は元禄10年(1697)閏2月に開始され、同15年(1702)12月までに全国の新国絵図を収納して事業を終了している。この国絵図改訂に際しては、とくに国境の記載が重視されたことは周知のところである。幕府は諸国の絵図元へ示達した当初の改訂基準の中で、とくに国境については隣国双方で境界線を確認し合って記載するように命じ、片方から一方的に国境を記載することがないように指示していた。ところが、事業開始からおよそ2年半を経過した元禄12年(1699)10月頃になって、国境の記載について幕府の新たな意向が加わり、さらにより厳格な取り扱いを要求するようになった。

杉本史子はこのように事業の中途において幕府方針が強化されたことに注目して、元禄12年10月前後を分岐点として事業の過程を第1期と第2期に区分している。そして、この

新たな展開をもたらした幕府側の事情を考察し、第2期にいたって新しく求められた国境取り扱いの具体的な内容が、国境証文の取り交わしと新たな内容をもった国境小書き(注記)であったことを明確にしている¹⁾。

幕府側の新たな意向が加わった元禄12年の秋頃までには、当初の指示にしたがって早々に国絵図の改訂作業を進め、陸奥国南部領、同国仙台領、周防、長門など7張りの新国絵図がすでに上納を終えていた。そのため第2期にいたり、幕府はこれらの絵図元諸藩にたいしては「加文」要請というかたちで、収納図をいったん返却して、国境筋への小書きの補足を要求した。

この幕府の「加文」要請については、筆者が先に仙台領国絵図の事例を報告している²⁾。また阿部俊夫は、この「加文」要請に対応して仙台藩が改めて作成直した仙台領国絵図および端絵図での国境筋の表現を、隣領の国絵図・端絵図とも照合して綿密に比較検討している³⁾。仙台藩の記録によると、同藩は幕府より「加文」要請を受けた際に、幕府絵図役人より国境記載のための見本の小絵図を借り受けて写しとったことが知られる⁴⁾が、その見本小絵図が伊達家文庫に現存している。筆者は先に上記の拙論を報告したときはこの小絵図が現存していることを知らなかったし、阿部もまた関連の論文をまとめる際にこの小絵図の現存に気付かなかったようである。

幕府方針の新展開にともなって、当局が示した国境記載の見本小絵図については、すで

に杉本が島津家文書中に残る鹿児島藩が写したものを紹介している⁵⁾。伊達家文庫中のものも基本的には杉本の紹介したものと同じであるが、鹿児島藩のものは簡略である⁶⁾のに対して仙台藩のものはより詳細である。国境筋小書きの要領ばかりでなく、国境筋における山・川・島など地物の絵画的表現方法を具体的に描いて示し、さらにはその描画要領を朱書きにて説明を加えている。

第2期にいたっての国境表現は小書きの追加ばかりでなく、境界地物の図的表現にも指導が加わっていた。伊達家文庫の見本小絵図写によって、新方針による幕府の指示内容をより具体的に知ることができるので、これに基づいて幕府が意図した国境筋の図示・記載の内容、とりわけ地物の絵画的表現の要領を明らかにしておく。

II. 「絵図調様御本之小絵図」の概要

宮城県図書館が所蔵する伊達家文庫中の『絵図調様御本之小絵図』⁷⁾が該当の見本小絵図である(図1)。この小絵図は3枚より成り、まとめて袋に入っている。小絵図3枚はそれぞれ折り畳んだ最後の面に絵図題目を掲げている。絵図裏書の題目とあわせて各々

の図面の寸法を示すと、

- ①「御本之小絵図」(69×96cm)
- ②「但馬国小絵図」(100×107cm)
- ③「丹波国小絵図」(切形, 79×88cm)

である。これら見本の小絵図3枚には絵図題目の脇にいずれも同じく次のような文面が記してある。

御国絵図他領御境目江御加文相記被指上管ニ付、元禄拾貳年十二月七日井上大和守より被仰渡、公儀御絵図小屋江被指出候加文調様承合可申由ニ而、坂元勘之丞罷出、承合、御加文調様御本之小絵図三通拝借、写取候絵図三通之内

この小絵図3枚は、仙台藩に対して元禄12年(1699)12月7日寺社奉行井上正岑より「加文」要請があり、その作業の具体的な指図を受けるため、同藩江戸留守居坂元勘之丞が本郷の幕府絵図小屋へ出向いた際に、幕府絵図役人より借り受けた加文仕様の見本絵図の写しであることがわかる。

3枚のうち「御本之小絵図」は国絵図本体の見本絵図である。図面の一隅に掲げる絵図目録の様式をはじめ郡分け、村形、城形など国絵図仕立様の全般を示しているが、とくに注目されるのは隣接国との山や川、道などの



図1 「絵図調様御本之小絵図」, 宮城県図書館蔵

各種境界の様態に応じて、国境筋の描画表現法を具体的に描き示し、その要領について説明が加えられている点である。

「但馬国小絵図」と「丹波国小絵図」は隣接する但馬と丹波両国の実際の端絵図の縮小図である。前者は国境筋で切り抜きのない端絵図であるが、後者は但馬との国境筋を切り抜いた切形図であって、これを前者の丹波国の部分にかぶせると、両国の国境筋が接合できるように仕立てられている。前者には国境筋の外側、つまり紙面を空色で塗りつぶしただけの丹波部分に、国境の小書きが細やかに記載されているが、後者は切形図であるため、国境小書きは国境筋（切断面）に貼付した付札（付箋）をもって記されている。

以下、3枚の見本小絵図を通して国境記載の具体的な内容をさぐってみる。

Ⅲ. 3枚の見本絵図の内容

(1) 御本之小絵図

見本のために仕立てられた架空の国の小型国絵図である（図2）。この国絵図の周囲には国境を接する7カ国があって、一部分だけは海に面している。隣国は紙面がそれぞれ青、

黄、桃、空、緑、こげ茶などの色にて塗り分けられていて、それぞれの国内には「何国」と記すのみである。そして、それら隣国の外辺（国絵図の外周）には、各々自国部分の形を切り抜いた白紙のかぶせ紙が貼りつけられていて、それを内側に折り曲げると自国にかぶさり、国境筋が本体の国の国境筋に接合するように仕立てられている。つまり、この白紙のかぶせ紙は各々の国の端絵図の形を呈している、自国にかぶせると、いずれも同じく「隣国端絵図」の文字が表にあらわれる。

図面の右下の一角を方形に区画して「何国高都合並郡色分目録」の題目をあげて、郡ごとの石高・村数、一国総高の記載および郡の色分け凡例を載せた絵図目録の様式が示されている。図中には2カ所に四角形の枠を描いて、その枠内には「何之城、誰」と記して城形の図式を示している。郡界線は黒、道筋は朱線を用いて、線分が区別できるように筋引きされている。山々は絵画的に描写し、一里山は道筋をはさんで両側に黒丸点をおく図式にて表されている。

国内は郡界線によって3郡に区分され、それぞれに「何郡」と記している。村々は小判

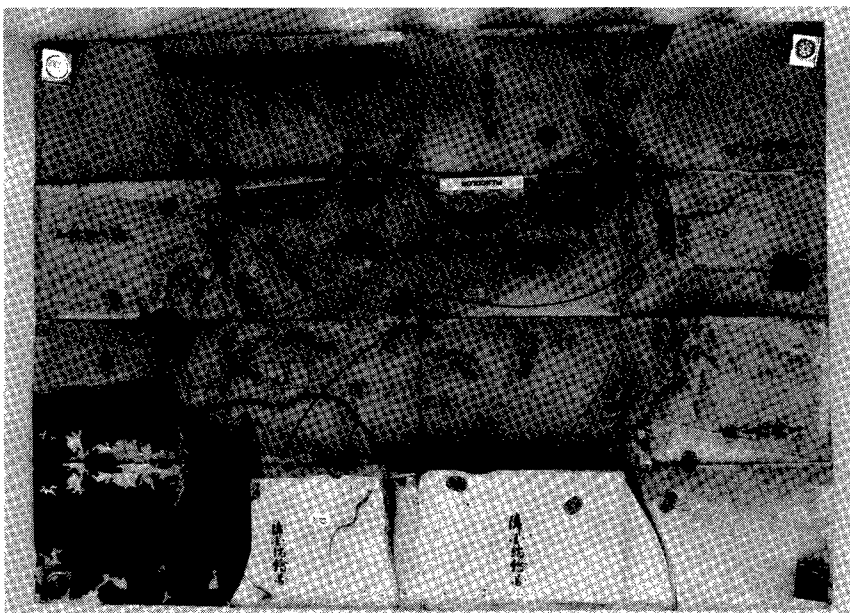


図2 「御本之小絵図」（かぶせ紙をかぶせた状態）

形の村形を用いて図示し、郡ごとに色別されている。村形の枠内には「何村」「何百何拾石余」と村名と村高の記入が示されている。本図の示す以上のような絵図仕立様は、まさしく幕府が元禄の国絵図改訂にあたって、当初から指示していた新国絵図の様式である。ところで、幕府の「加文」要請は、ひとえに国境筋の表現により厳密さを求めるものであった。したがって、この「御本之小絵図」によって示される国境筋の小書きと国境筋地物の絵画的表現の要領について注目してみる。

国絵図の国境小書きは、主として国境筋の外辺、つまり色分けされた隣国部分に内側に向けて（小書き文字の頭を国境側に向けて）墨字にて記されている。本図では小書きのそばに「付札」と付記した朱文字の記載がみられるが、これは国境筋にある地物の絵画的な表現法を山嶺境、沢境、川限境、谷川境、島中央境などの場合に即して、それぞれの描画要領を説明したものである。この説明書きは元来は付札（付箋）にて示されていたものを、あとで朱筆にて図面に書き写したために「付札」と付記したのであろう。

この「御本之小絵図」にて本体の国をとりまく隣接7カ国を、図2のごとく便宜上、A～G国に分けて、各々の記載箇所には①～⑬の番号を付して、各箇所に記される説明の文面をそのまま示せば次の通りである（図3）。

A 国①三国茶屋

[付札] 三国へ懸り候茶屋、其所にても三国茶屋と申候ハ如此三ヶ国ニ相記候

B 国②両国之間川

[付札] 如此ノ川中央境通例ニ候得共、川ヲ越他国ノ地入込、又ハ此方之川岸ニ有之出洲、他国ノ地内ニ成、他国ノ川端ニ有之洲、此方ノ地内ニ成候所、如斯色分ケニ而相記候

C 国③此山嶺限境

④此山隣国ヨリ嶺ヲ越国境

⑤此山嶺ヲ越隣国境

[付札] 嶺ヲ越アナタニ境有之山ハ如斯此方之山ヲ大ク相記候

⑥此山隣国ヨリ山嶺越国境

[付札] 嶺ヲ越此方ニ境有之ニ、如斯此方之山ヲ小ク半山ニ相記候

⑦此山嶺ヲ少越国境

[付札] 嶺ヲ少残候而境有之ハ、其形難書頭ニ付、如此同形ニ両国ヨリ相記候

D 国⑧山之根限境

[付札] 山之根通境、両国ヨリ如斯山ヲ返シ候而相記候

E 国⑨三国山

[付札] 三ヶ国へ跨り候三国ハ、如此三ヶ国ニて相記候

⑩谷川境

[付札] 谷川境、両国ヨリ如此山返シ候而相記候

F 国⑪此山隣国ヨリ嶺ヲ越国境

⑫此山嶺限国境

[付札] 嶺限境山ハ、両国ヨリ如斯同形ニ相記候

⑬川限境

[付札] 川境、両国ヨリ如斯山ヲ返シ候而相記候

G 国⑭山嶺限境

[付札] 嶺限境山ハ、両国ヨリ如此同形ニ相記候

⑮沢境

[付札] 沢限境ハ、沢見へ候様ニ如斯横山ニ記候

⑯道限境

⑰此山嶺限境

[付札] 嶺限境山ハ、両国ヨリ如斯同形ニ相記候

⑱此山嶺限境

[付札] 嶺限境山ハ、両国ヨリ如此同形ニ相記候

海 ⑲何嶋

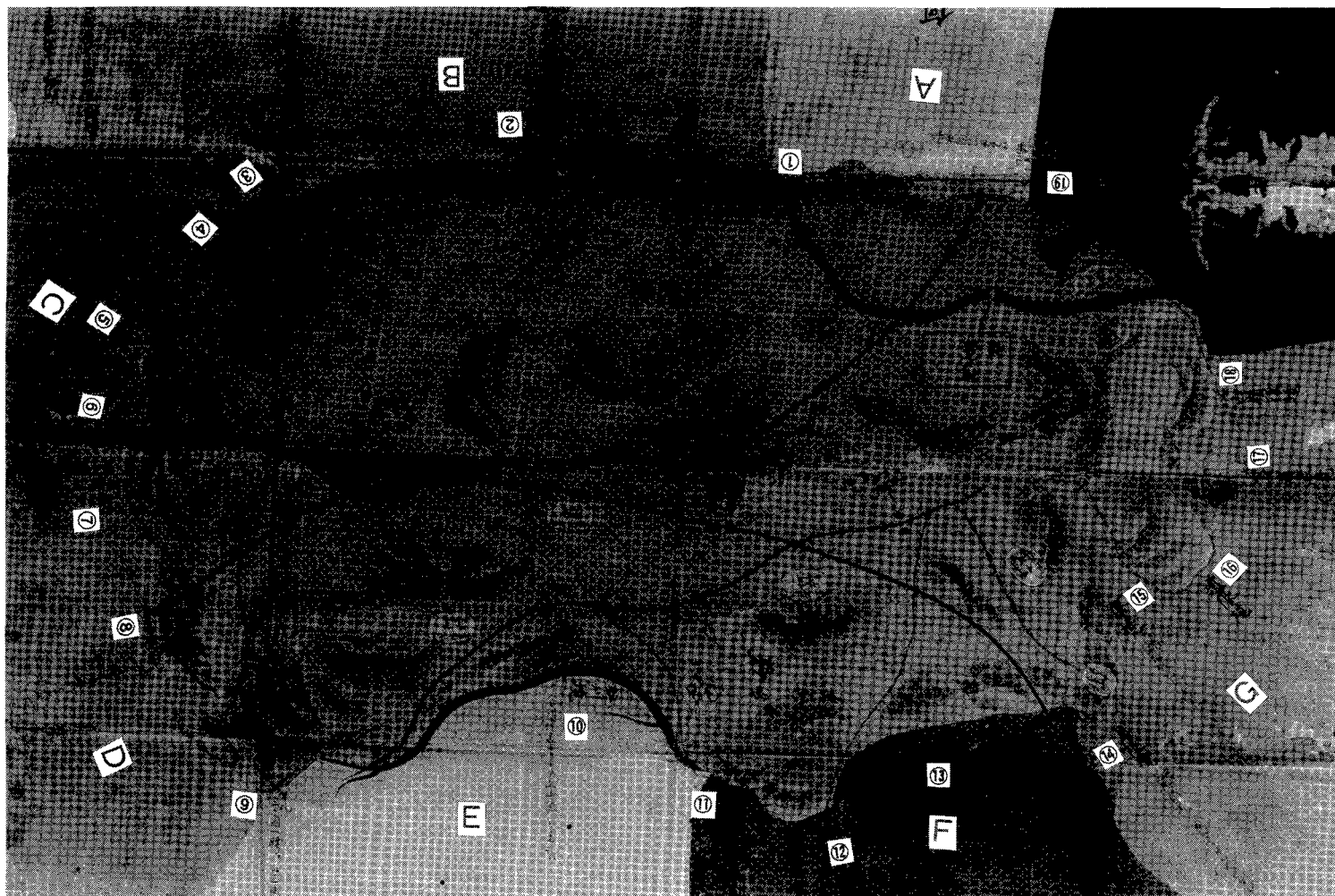


図3 「御本之小絵図」(かぶせ紙を開いた状態で，国境筋の図的表現法の説明箇所番号を付す)

〔付札〕 嶋ノ中央境ハ如斯相記候

(2) 但馬国小絵図

本図は但馬国の丹波境の端絵図を縮小して仕立てたものである。国境の向こう側（丹波側）には内側（但馬側）に向けて境目の小書きがぎっしり記されている。小書きは内容的には2種類に分けられる。一つは国境線分についての注記であって、これにはすべて文末に朱色の小さな短冊形の符号がついている。他の一つは国境越道の道のり注記である。

短冊形符号については、図中の一カ所に「御付札、此色之紙付候所、今度改書付可申分」「此付札赤紙江墨に而御書付被相付御座候所、正徳五年夏、御繕之節御付札放レ、朱ニ而如

此書付置申候」との朱筆による説明がある。他のもう一カ所にも「赤紙付札之分、右御繕之節放レ候而、拾二ヶ所朱ニ而相付置申候」と朱筆の記載がある。つまり、短冊形符号のある小書きは本来は付札（付箋）にて記されていたが、正徳5年（1715）に補修をした際に付札が剝離したので、図面に朱書きで書き入れたものだという。付札を書き写したのは全部で12カ所であった。

以下、「但馬国小絵図」の付札符号のある小書きに①～⑫の番号（図4）をつけて、それぞれの文面を示しておく。

①此所嶺通国境〔付札〕

久畑市場村ヨリ丹波佐々木村え壺里半四拾間、福知山え之本道

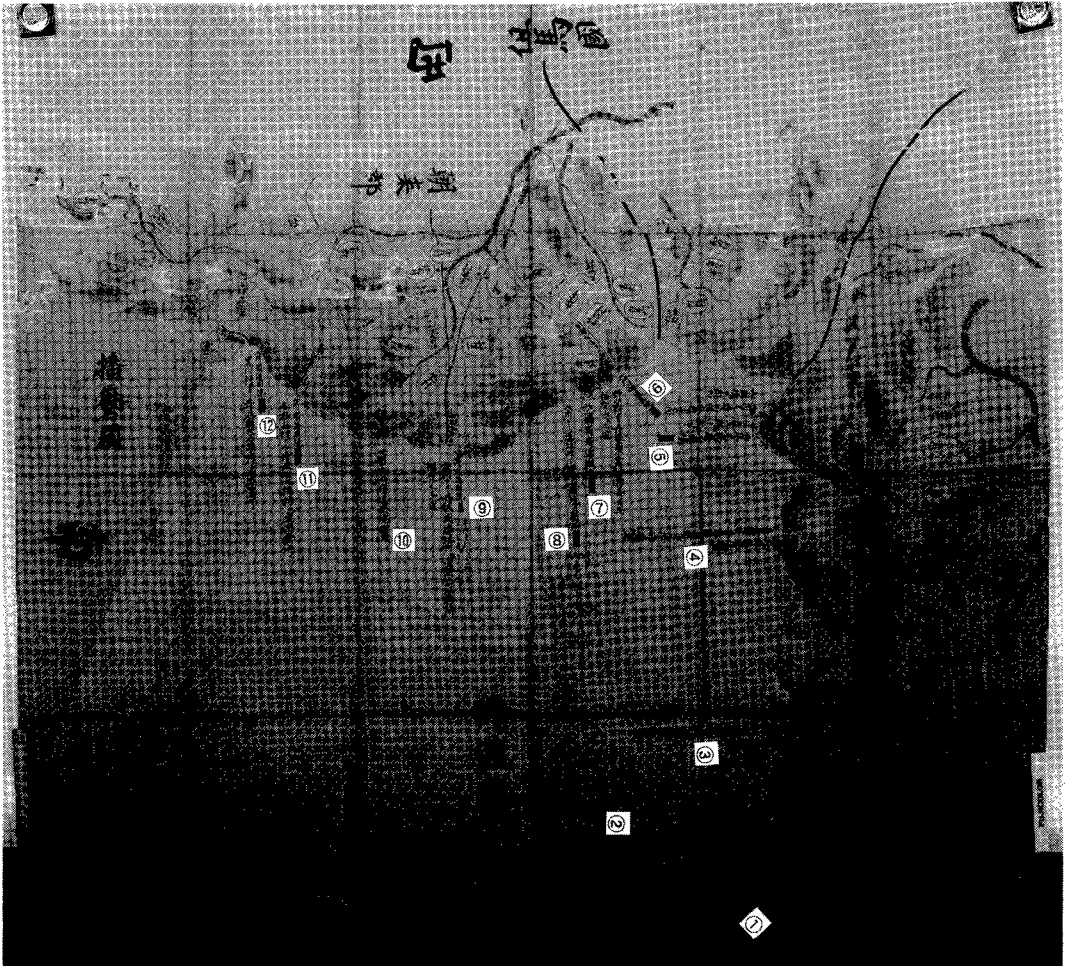


図4 「但馬国小絵図」(国境小書きに番号を付す)

此境ヨリ因幡境二方郡蒲生峠迄式拾里式拾四間、但此所ヨリ出石え四里拾七間

②此所ヨリ小坂村出口道之間国境不相知
〔付札〕

③此所嶺通国境〔付札〕

小坂村ヨリ丹波国才谷村え式拾町四拾間
此所ヨリ天谷村出口道之間山国境不相知

④此所嶺通国境〔付札〕

天谷村ヨリ丹波国今西村え三拾二町式拾間

⑤此床尾嶽嶺通国境〔付札〕

但、丹波国ニテハ高山ト申候
此所ヨリ野間村出口道之間山国境不相知

⑥此所嶺通国境〔付札〕

野間村ヨリ丹波国小倉村え式拾九町廿間
福知山え之道

⑦此二国嵩嶺通国境〔付札〕

⑧此所ヨリ遠坂峠之間国境不相知〔付札〕

⑨此所嶺通国境〔付札〕

柴村ヨリ丹波国遠坂村え壱里八町式拾間
榎原村え之本道

⑩此朝来山嶺通国境〔付札〕

⑪此所嶺通国境〔付札〕

与布土村ヨリ丹波国大稗村え壱里拾七町

⑫此所嶺通国境〔付札〕

黒川村ヨリ丹波国大名草村え壱里廿五町

(3) 丹波国小絵図

本図は丹波国の但馬境の切形端絵図を縮小して仕立てたものである。国境筋のうち名のある山や峠の名称と丹波国のうち国境付近の村々、但馬より国境を越えて丹波へ入り来る道筋などが描かれている。

但馬側を国境筋で切り抜いた切形図であって、国境の外辺に文字を記すことができないため、国境小書きはすべて国境筋（切断面）に添付した付札によっている。付札は本来は国境筋の12カ所に貼られていたが、そのうち

3カ所の付札は剥落して失われている。本図を上記の「但馬国小絵図」（丹波境の但馬国端絵図）の丹波の部分にかぶせると、丹波・但馬両国の国境筋がおおよそ接合するように仕立てられている。

本図の付札による国境小書きは、上記の「但馬国小絵図」の国境小書きと相対するように記されている。本図の国境小書きを「但馬国小絵図」の小書きと相対する番号（図5）をつけて、小書きの文面を示せば次の通りである。ただし、「但馬国小絵図」の国境小書き②、⑤、⑧に相対する3カ所の付札は失われており、④と⑫は裏面に付着している。

①此所嶺通国境

佐々木村ヨリ但馬国久畑市場村え壱里半四拾間

③此所嶺通国境

才谷村ヨリ但馬国小坂村え式拾町四拾間

④此所嶺通国境

今西村ヨリ但馬国（破れ）

⑥此所嶺通国境

小倉村ヨリ但馬国野間村え式拾九町式拾間

⑦此二国嵩嶺通国境

⑨此所嶺通国境

遠坂村ヨリ但馬国柴村え壱里八町式拾間

⑩此朝来山嶺通国境

⑪此所嶺通国境

大稗村ヨリ但馬国与布土村え壱里拾七町

⑫此所嶺通国境

大名草村ヨリ但馬国黒川村え壱里廿五町

IV. 国境小書きの要領

元禄国絵図の作成にあたり、国境小書きとして要求されたのは、(イ)国境越道の道のり、(ロ)国境線分についての注記、(ハ)隣国双方で呼称の異なる山の注記である。ところで、事業の途中において幕府が国境改めの方針を強化したことによって、国境小書きの内容と形式にも新たな展開があった。

当初より幕府は国境の取り扱いを重視して、国境は隣国双方による相互確認を求めて、国絵図改訂は論地の解消を前提としていた。そして、絵図仕立ての全般的基準とは別途「国境絵図仕様之覚」を示達して、国境筋に存在する事物の所属を明確にして、双方で重ねて図示することのないよう命じていたものの、国境小書きについては正保国絵図の場合を踏襲してあらたな指図はなかった。しかし、新展開があつてからは、図面上に国境線をより明確に表現するのに、絵筆による表現だけでは限界があるため、それを小書きにて補う必要が生じたと考えられる。

このような元禄12年末以降における幕府意

向の新たな展開は、今回の改訂による新国絵図が従前とほとんど同じで新味のない国境の表現では、頻発する境界争いに対処できないという幕府内部からの批判がでたことがきっかけとなったことを杉本は指摘している⁸⁾。寛文以降において境界争論が全国的に多発していたことが方針強化の背景にあつたものと考えられる。

(イ)の国境越道の道のりは、正保国絵図においては記載形式が必ずしも一定していなかった。「何所へ出る道」とだけ記して、距離の記載がない場合もあれば、距離を記しても、それはあくまで国境を起点として、近村、近隣の一里山、あるいは城下などの主要地まで

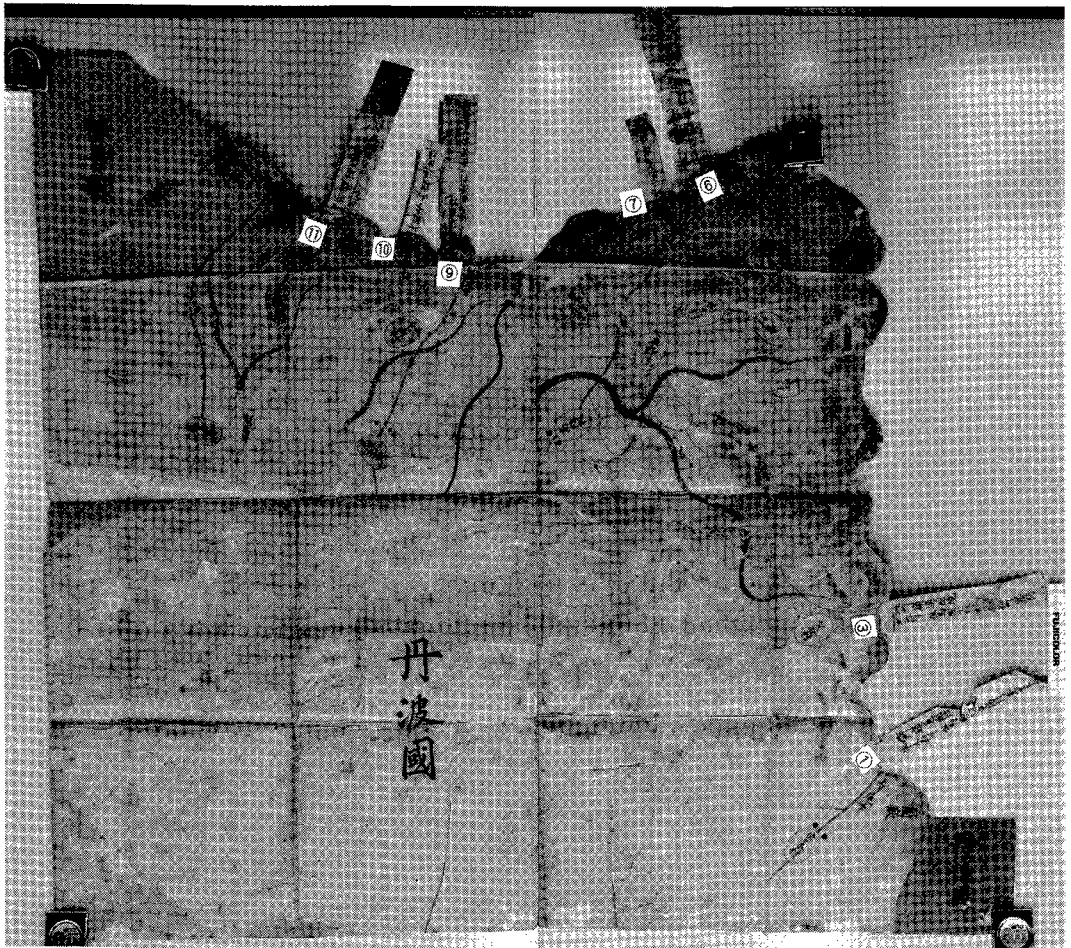


図5 「丹波国小絵図」(国境小書きの付札に番号を付す)

の道のりであった。

これに対して今回は国境をはさんで隣国双方の村と村の間の距離記載が求められたのである。国境を越える道筋が隣国のどの村へ至るか、そして自国の国境近くの村から隣国近隣村までの道のりを、見本の端絵図で見ると「何村より何国何村え何里何町」という表現にて記さねばならなかった。このような国境越道の道のりが近村間の距離へと変更され、その記載形式も統一されたことは、正保国絵図が交通路の掌握を重視していたのに対して、元禄国絵図においては、むしろ境界を意識した注記に変わったことを窺わせる。

(ロ)の国境線分の注記については、杉本が指摘するように幕府方針の新展開においてとくに重視された事項であった⁹⁾。国境線上を名称のある山や峠、越道口などで区切って、各区分ごとに境界線を注記して、全区分におよんで境界の説明が必要になった。例えばA山からB山の間は「嶺限り」、B山からC峠何村出口道までの間は「国境相不知」、C峠道からD山までは「嶺限り」、D山からE三国山までは「国境相不知」などと注記する要領である。境界線が不明確の場合においても、必ずどこからどの地点までは境目が不明であることを「国境相不知」の表現にてはっきりと注記する必要があった。

国境線については従前とは異なり、境界筋を漠然と把握するのではなく、明確な線分としての認識に立脚しての図示・注記が求められたのである。そのため、この国境線分の小書き要領については見本の端絵図においてとくに付札をもって示されている。

(ハ)の隣国双方で呼称の異なる山についての注記も、幕府方針の新展開によって求められたものである。「加文」要請に対応した仙台藩の記録¹⁰⁾の中に「隣国ニ而山之名替り申候分は、何領ニ而ハ何山と申候と相互書付可申由被仰渡候」と記しており、幕府の新たな指導で、この小書きが加わったことを裏付けて

いる。また、南部領国絵図を担当した盛岡藩はすでに元禄12年(1699)3月に新国絵図の上納を終えていたが、その後、翌13年12月にいたって、幕府絵図役人の平野次郎左衛門より津軽領端絵図(際絵図)との山名照合を求められている¹¹⁾。

国境を線分として把握しようとするれば、同一の山の名称が隣国間にて不揃いでは混乱をまねきかねない。双方で呼び方の異なる山をはっきりさせることは、国境筋の明確化にもなって、当然の結果として招来したものであろう。見本小絵図のうち「但馬国小絵図」において、丹波境の床尾山に「丹波国ニテハ高山ト申候」と小書きしているのはこの事例である。この幕府指導の結果として、元禄国絵図においては国境筋に山名違いの小書きが多いのも特徴的である。

元禄国絵図において(イ)・(ロ)・(ハ)の国境小書きが定式化したことは、阿部俊夫や河村克典らの報告例でも明らかである¹²⁾。国境筋照合のために仕立てられる切形端絵図は、隣国部分が切り落とされていて文字の記載ができないため、一般には国境小書きは付札によっている。ただし、備中国の切形端絵図(備前・美作・伯耆・備後の方)4枚¹³⁾は絵図の後方を折り曲げて、紙面の裏側が切形の国境筋の下敷きとなるように仕立てられていて、下敷き部分を隣国の色で塗りつぶし、その隣国部分に内側に向けて国境の小書きが記載されている。このように切形端絵図においても付札によらず国境小書きが記されるように工夫したのもあって、切形端絵図の様式は必ずしも一定したものではなかったようである。

V. 国境筋の図的表現要領

国境筋における地物の絵画的な表現法については「御本之小絵図」において具体的に描き示されている。つまり、国境線が峰限りであるか、谷限り、沢限り、あるいは道限りであるかなど境目の様々な様態に応じて、どの

表1 国境筋の図的表現要領（「御本之小絵図」による）

	境目の種類	図 的 表 現 の 要 領	図3の該当番号
地	峰限り	双方で同形に	③⑫⑭⑰⑱
	峰越て向方	此方の山を大きく	⑤
	峰越て此方	此方の山を小さく半山に	④⑥⑪
	峰少し残し	双方で同形に	⑦
	三国山	三カ国をまたぐように	⑨
勢	山根限り	双方とも山返し	⑧
	沢限り	沢がみえるように横山に	⑮
	川限り	付近の山を山返しに	⑬
	谷川限り	付近の山を山返しに	⑩
	川越え他国へ入込地	入込地を色分けに	②
事物	島中央境	此方のみ図して向方は切り捨て	⑲
	道限り	平面的に	⑯
	三国茶屋	三カ国にかけて	①

ように表現するかを実際に描いて示している。そして、さらにはそれぞれの描画要領を朱書きにて説明している。

しかし、この見本小絵図の全体を写真図版でみても、絵画表現の微細な点は観察できないので、描写される境界地物のうちの主なものを個別的に写真（図6）にて示しておく。またこの小絵図に、朱書きによって説明される国境地物の描画法については、わかりやすくするため、要約して表1にまとめてみたので、図6と合わせて参照してもらいたい。

国境の界線としてもっとも一般的なものは山嶺線（尾根筋）である。この見本小絵図によると、山嶺が境界となる場合は、隣国双方で山の形を「同形」に描くよう指示している。したがって、隣国双方の国絵図ないしは端絵図を相互に突き合わせると、山嶺境の山は重なり合うことになる。国境が峰を越えて相手側に入っている場合は、自国の山を大きく描き、逆に国境が峰の手前、つまり自国側に入っている場合は、自国の山を小さく「半山」に描くのが要領とされている。また、三国山の場合は当然のこととして三カ国をまたぐように描かねばならなかった。

境界線が山嶺や山腹ではなしに山麓や沢筋にある場合は、双方とも山麓や沢筋の境界線が見えるように「山返し」に描くのが要領で

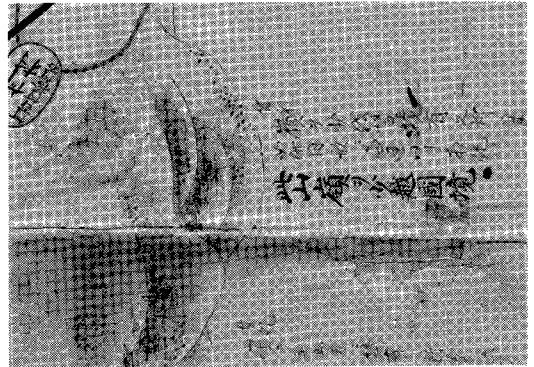
あった。川筋や道筋が境界となる場合は平面的に描けばよいが、その場合は周囲の山はやはり「山返し」にて表現するのが手法であった。隣国に飛地が入り込んでいる場合は「色分け」にて飛地を明瞭に描きだす。また、国境線で海中の小島が二分されるような場合は、自国の半分だけを図示して、隣国の半分は描画せずに切り捨てるように描かねばならなかった。

仙台藩は「加文」要請に対応して、見本の小絵図を借り受けて写しとったほかに、国境筋地物の絵画的表現の要領については、幕府絵図役人より詳しく説明をうけている。すでに阿部俊夫は仙台藩の記録により、図的表現についての幕府の指示内容を整理し、仙台・福島両領の際絵図（端絵図）に描かれた境目筋の画像を照合して、その表現が幕府意向に添っていることを明らかにしている¹⁴⁾。

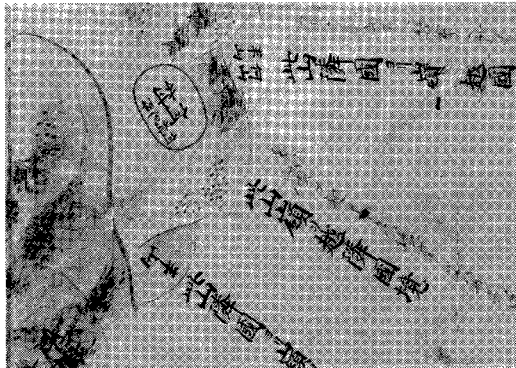
境界筋の絵画表現法を、さらに阿部の報告をもって補足すれば「沢川片瀬片川」（沢川の中央境）の境界線は、双方の絵図に沢川を描いて「かふさり候様」に表現する。「沢川一方」（沢川岸辺境）の境界線は一方の絵図にのみ沢川を描いて、双方の絵図が突き合うように表現する。つまり、沢川の中央境は双方の絵図に重複して描き、岸辺境の場合は一方の側にのみ沢川を描くように指示されてい



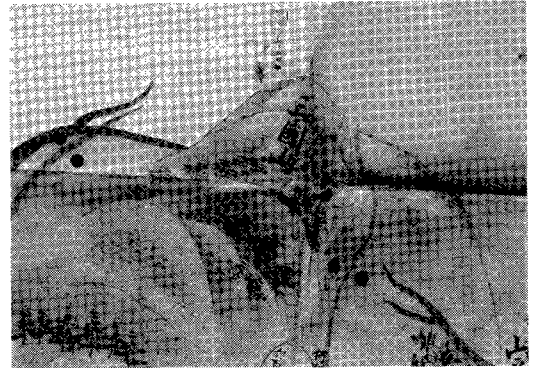
峰限り境



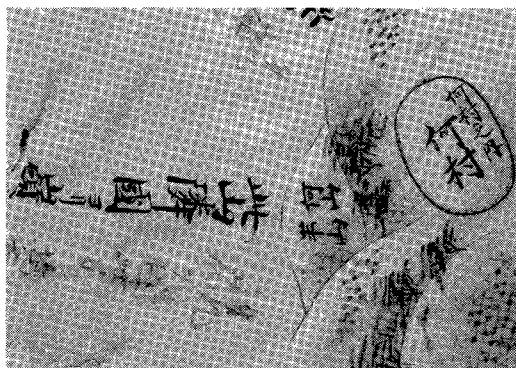
峰少し残し境



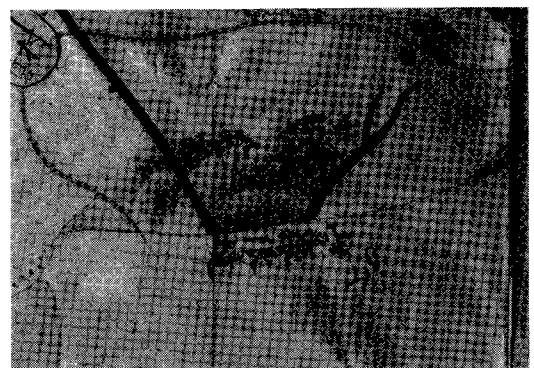
峰越え向方境



三国山境

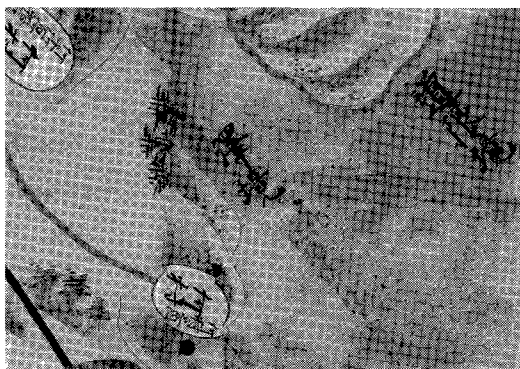


峰越え此方境

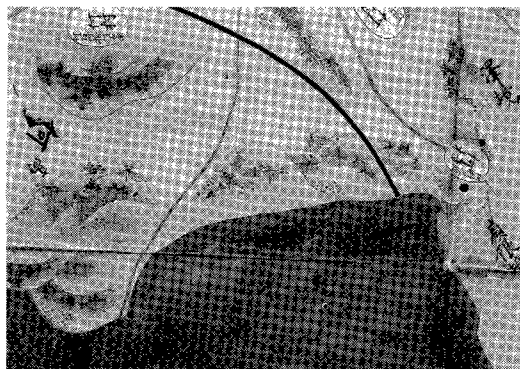


山根限り境

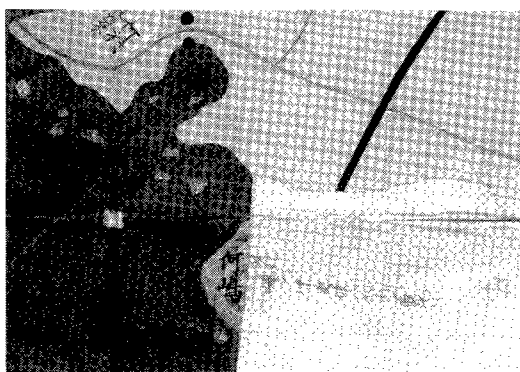
図6 「御本之小絵図」(部分)による図的表現の要領



沢限り境



川限り境



島中央境

た。

以上のような、国境筋地物の表現法をみると、国境線は山かげに隠さず、できる限り界線が図面にあらわれるような表現法を採っているのが注目される。「加文」要請以降において、幕府が新たに要求した国境記載の具体的な内容は、境界線分の小書きばかりでなく、図的表現においても線分を可能な限り明確に図示させようと意図するものであった。

VI. 端絵図突き合せ要領

幕府絵図小屋での下絵図改めでは、隣国双方の端絵図を突き合せて国境筋の整合性が点検された。その際の絵図突き合わせの方法は、一般的には片方の国の端絵図を広げて、その上に隣国の切形端絵図をかぶせる方法で行われたものと考えられる。そのため、端絵図はいずれの国においても「但馬国小絵図」と「丹波国小絵図」と同じ様式にて、切形でないものと切形の2種類が作成されたはずである。

肥後の絵図元であった熊本藩の記録¹⁵⁾によると「隣国境目申談之儀、古絵図之趣を以絵図相調、境目之形を双方より切抜、付合、何方之絵図道川、山川等合候様ニ申談候、とくと相究候上、互ニ右之切絵図壹枚、外ニ切抜不申涯絵図一枚、是ハ裏書判形ニ而双方より取替候、裏書之紙面等井上大和守様御用人長浜治左衛門江致相談、書付」と記して、涯絵図（端絵図）は切形図と切形でないものの2種類を仕立てる必要を伝えている。そして、切形図をもって隣国との国境照合のための突き合わせを行い、切り抜きのない端絵図には証判を押して双方で互いに取り交わすことを説明している。

見本の端絵図である「但馬国小絵図」（但馬国の丹波境端絵図）に、「丹波国小絵図」（丹波国の但馬境切形端絵図）をかぶせると、但馬と丹波の国境筋がおおかた整合するように仕立てられている。ただし、国境筋の整合といっても、双方の国境筋が寸分違わずぴった

りと合致するというのではない。国境筋地物の表現法のところで述べたように、峰限りあるいは「片瀬片川」などの境界筋の山々や川筋は、双方で互いに重なり合うのであって、双方の境界筋がぴったり接合するのは沢川の岸辺境、あるいは田畑限りなど平面的に表現できる境界部分のみである。ただ、隣国双方の端絵図を突き合わせるとき、国境越道の道筋や隣国へ流れくぐる川筋が違わずにつながることはもちろんである。

阿部は先述の報告の中で、仙台藩は幕府絵図役人より「御国絵図境目突合之儀、山境嶺切之所ハ、双方より山かふさり申候様いたし候、沢川片瀬片川之所ハ、双方之絵図ニ沢川相記、かふさり候様ニいたし候、沢川一方ニ有之境ハ一方之絵図ニ斗沢川相記、突合申候様ニいたし候、平地境ハ双方之絵図突合ニいたし候」との指示を受けたことを明らかにしている¹⁶⁾。

幕府役人は国絵図作成にて作図技術の限界を認識していて、端絵図を突き合わせるとき、境界線のあり方によっては、国境筋がぴったり接合するとは限らず、国境筋が重なり合うような描画法を指導していた。幕府の国絵図事業のうちでも、国境筋の突き合わせのために端絵図が作成されたのは元禄度の場合のみであった。国境筋を切り抜いた切形図はまさしく絵図突き合わせのために作成された端絵図であった。端絵図の突き合わせを行って、国境筋を互いに確認し合ったあと、切り抜きのない端絵図は隣接国の絵図役人が互いに証判を付して相互に取り交わした。

「加文」要請以前においても、双方の絵図役人による国境の相互確認は求められていたが、元禄12年末の幕府方針の新展開以降においては、単なる立ち会いによる確認ばかりでなく、担当役人の証判を付した端絵図の取り交わしが必要となった。元禄期の国絵図改訂において、このような国境取り扱いの厳密化は、国々の国境を画定しようとする幕府意向

の表れであって、元禄国絵図の性格を特徴づけている。

Ⅶ. おわりに

伊達家文庫に残る見本小絵図揃3部のうち「御本之小絵図」は架空の国の国絵図であって、新国絵図仕立ての見本絵図であった。これに対して「但馬国小絵図」と「丹波国小絵図」は国境筋相互確認のために別途作成が求められた端絵図の見本であった。元禄12年末以降、国境筋の扱いについての幕府方針の強化に伴って、端絵図の突き合わせによる国境線の相互確認が要求されて、新たに厳密な端絵図の作成が必要になったのである。

ところで、この端絵図の見本が但馬と丹波両国の実例をもって示されたことは、この但馬・丹波両国の下絵図改めの段階で、国境記載について幕府の新たな意向が加わったことを窺わせる。丹後の清絵図上納は元禄12年7月であった。丹後の下絵図改めのためには隣国との端絵図突き合わせが必要であり、但馬や丹波などの端絵図が幕府絵図小屋に持ち込まれたはずである。

元禄10年閏2月国絵図改訂事業が開始されたあと、同12年3月に壱岐国絵図が最初に上納されたのにつづき、南部領、周防、長門、石見、丹後と順を追って、同年8月の仙台領国絵図の献上を最後に、そのあと翌13年1月にいたって対馬、2月に松前国絵図が上納されるまでおよそ半年間は上納が途絶えている¹⁷⁾。

対馬や松前は国境の記載に気遣う必要のない国である。上納の途絶えたこの空白期間は幕府が方針の変更を打ちだし、国境記載のあり方を再検討していたものと考えられる。そして元禄12年末までには見本絵図を作成し、すでに新国絵図の上納を済ませていた7張のうち、島国の壱岐を除く6カ国については「加文」要請というかたちで国境記載の補足が求められた¹⁸⁾。元禄12年秋頃においては作業中で、未だ国絵図改訂を終えていなかった諸国

については、下絵図改めにおいて幕府絵図役人より国境の取り扱いに関してはあらたな指導が加わったと考えられる。

当初、幕府は隣国双方の国絵図を突き合わせたとき、両国につづく道筋や川筋が国境でずれることなく、うまくつながる程度のことを考えていた。そのための手本として、仙台藩は元禄11年(1698)2月に「川筋道筋隣国江突合之小絵図」を渡されていた¹⁹⁾。同月盛岡藩も同様の手本絵図を受けている²⁰⁾。ところが、国境取り扱いの新方針を打ちだした第2期にいたってからは、起伏のある境界線を地形の様態に応じて、いかに描画するかの指導におよんでいる。しかし、国境線分の客観的な図示は絵画的手法では限界があるため、線分については小書きによる注記が求められた。この国境線分の小書きはあくまで図的表現の限界を注記で補完しようとするものであった。ただし、山深い山岳地帯などでは境界線を明確にすることが困難な場合も多く、やむなく「国境不相知」の表現での注記を是認せざるを得ないのが実情であったと考えられる。

阿部によると「加文」要請に対応して仙台藩が作成した端絵図の図的表現および国境小書きは、福島領境をみるかぎり、まさしく幕府の意向を具現している²¹⁾。絵図による国境線の図的表現には、技術的な限界があったものの、国境筋を線分として地図上にできるかぎり明確に図示させようとしていた幕府の意向は明らかである。このような国絵図改訂の過程からしても、幕府が収納した国絵図において元禄国絵図が一段と官庫の絵図(公図)としての性格を強めて、国境争論の多発を抑制する機能を果たしたものと考えられる。

(東亜大学工学部)

〔付記〕

本稿の骨子は1999年度人文地理学会大会(於奈良大学)において口頭報告した。

〔注〕

- 1) 杉本史子「国絵図作成事業と近世国家」、1988年度歴史学研究大会報告・世界史認識における国家(続)、1988、126~138頁(のち同『領域支配の展開と近世』、山川出版、1999に再録、179~189頁)。
- 2) 川村博忠「元禄年間の国絵図改訂と加文要請—陸奥国仙台領国絵図の場合—」、地理科学38-1、1983、36~44頁(のち同『江戸幕府撰国絵図の研究』、古今書院、1984に再録、446~461頁)。
- 3) ①阿部俊夫「元禄国絵図と仙台・中村両藩の領境—際絵図作成をめぐる藩と村—」、福島県歴史資料館研究紀要19、1997、17~60頁。②同「元禄十三年仙台・山形両藩作成の際絵図—絵図内容とその特質—」、福島県歴史資料館研究紀要21、1999、32~80頁。
- 4) 『御国絵図記録』(全10巻)の巻之四、宮城県図書館蔵。
- 5) 杉本史子『領域支配の展開と近世』、山川出版、1999、174~177頁。
- 6) 国絵図本体の手本絵図には国境筋地物の描写法についての説明書きがない。端絵図は備前国の備中境を見本にしているが、切形図は伴っていない。
- 7) 資料番号:伊291.09-5・M2-10。3枚が一緒に袋に入っている。
- 8) 前掲1)、130~131頁。
- 9) 前掲1)、132~133頁。
- 10) 前掲4)、第4巻、元禄13年2月28日の項。
- 11) 『御国絵図御用覚書』(盛岡市中央公民館蔵、岩手県立博物館『絵図に見る岩手』所収、1994)、元禄13年12月20日の項。
- 12) ①前掲3)の②、②河村克典「元禄国絵図に伴って作成された周防・長門両国の縁絵図」、山口県地方史研究77、1997、52~56頁。③同「毛利家文庫元禄周防・長門両国国絵図の性格」、山口県地方史研究81、1999、38~46頁。
- 13) 岡山県早島町教育委員会蔵。
- 14) 前掲3)の②、44~48頁。
- 15) 『御国絵図御改付而覚帳』、永青文庫、熊本大学附属図書館蔵。川村博忠「元禄年間国絵図改訂の際の変地帳・国境縁絵図・海際縁絵図について」(『西村嘉助先生退官記念地理学論文集』、古今書院、1980、590~595頁)参照。
- 16) 前掲3)の②、45頁。

17) 川村博忠『国絵図』(日本歴史叢書44), 吉川弘文館, 1990, 120~126頁。

18) 「加文」要請にともない、幕府は収納した国絵図を各絵図元へいったん返却したが、加文を終えて再提出された国絵図の献上年月記載

は、あくまで当初の献上年月が踏襲されている。

19) 前掲4)の卷之二。

20) 前掲10), 元禄11年2月。

21) 前掲3)の②, 43~54頁。